7. 2 施設の機能の維持に関する方針

施設の機能の維持に関する方針(様式2)を以下に示す。

(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a)主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度		
管渠施設	施設の重要度に応じて、概ね5~10年に一度点検		
	を実施。点検の結果、異常の可能性がある箇所につ		
	いては調査を実施。		
汚水・雨水ポンプ施設	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改		
(ポンプ本体)	築の必要性を検討。		
水処理施設	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改		
(送風設備本体)	築の必要性を検討。		
汚泥処理施設	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改		
(汚泥脱水機)	築の必要性を検討。		

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度Iの管渠については、改築・修繕の対象とす
	る。
汚水・雨水ポンプ施設	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。
(ポンプ本体)	健全度が2に達していない資産については、維持管
	理情報(故障履歴、修繕記録等)の活用により、必
	要に応じて修繕を行う。
水処理施設	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。
(送風設備本体)	健全度が2に達していない資産については、維持管
	理情報(故障履歴、修繕記録等)の活用により、必
	要に応じて修繕を行う。
汚泥処理施設	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。
(汚泥脱水機)	健全度が2に達していない資産については、維持管
	理情報(故障履歴、修繕記録等)の活用により、必
	要に応じて修繕を行う。

iii) 改築事業の概要 (平成28年度~令和6年度)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	該当なし
汚水・雨水ポンプ施設	安食ポンプ場の汚水ポンプ設備(機械・電気)
	安食中継ポンプ場の受変電・自家発電・監視制御設
	備(電気)
水処理施設	第2系列 最初沈殿池整備(機械・電気)
	第1・2系列 反応タンク設備(機械・電気)
	第2系列 最終沈殿池設備(機械・電気)
	監視制御設備(電気)
汚泥処理施設	汚泥消化タンク設備(機械・電気)

b)施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね2億円	概ね30年後	土木・建築は目標耐 用年数 75 年 機械・設備は目標耐 用年数 25 年で改築